

子育て中の お母さん、お父さんへ

子どもたちが遊び
親たちも楽しめる
そんな交流の場があります。
親子で手をつないで
ぜひ遊びに来てください。



児童クラブの様子(東原児童館)

御代田町子育て支援事業 5月の予定 児童館事業の紹介

「ひだまりのこ」の予定 東原児童館

5月8日(火)

《はじめまして》

お友だちと一緒に体操したり絵本・紙芝居を見たりして、児童館でたくさん遊びましょう。

5月15日(火)

《リズムあそび》

歌を歌ったり手拍子をしたリリズムに合わせて、ゆっくり歩いたりして親子で楽しく体を動かしましょう。

5月18日(金)

《手形 足型制作》

こどもの成長の記念に手形足形をとりましょう。

5月22日(火)

《幼児体操あそび》

体を動かすことが大好きな子集まれ！
ジャンプしたり走ったりして楽しく体を動かしましょう。

5月29日(火)

《絵本紹介》

どんな絵本が見られるかな。本屋「なるに屋」さんに絵本の紹介してもらいます。

大林児童館

5月10日(木)

《はじめまして》

自己紹介、体操、手遊び、読み聞かせなどで遊び友達をたくさん作ろう！

5月14日(月)

《ボールあそび》

大きなボール、小さなボール、いろいろなボールを投げたり転がしたりして遊ぼう。

5月17日(木)

《魚つりあそび》

磁石のついた釣竿を使って、色々なものを釣ってみよう。何が釣れるかな？

5月24日(木)

《リズムあそび》

ピアノの音を聞きながら、親子で一緒にリズムあそびを楽しみましょう。

5月28日(月)

《お話し会》

絵本や紙芝居、楽しいお話を聞きましょう。

5月31日(木)

《幼児体操》

走ったり、ジャンプしたり、親子で元気一杯体を動かしましょう。

※活動によっては、持ち物などが必要な場合があります。詳しい内容は、各児童館にお問い合わせください。

先生の 今月のひまわり

今回は東原児童館の

柳澤啓子先生です

5月から未就園児の親子の交流の場ひだまりが始まります。東原児童館は毎週火曜日と第1、第3金曜日に行います。10時30分から体操、読み聞かせをしたり幼児体操、リズム遊び、ヨガ、お話し会、おやつ作りなどをして遊びます。その中で子どもたちが大好きな遊び「小麦粉粘土」の作り方を紹介します。材料が食材のため小さな子どもたちでも安心して遊べる粘土です。

小麦粉150g

水50cc(小麦粉3:水1の割合でできます。)

その他

塩：腐敗防止、粘りが出る

油：まとまりやすくなる

色付け：食紅 ココア 粉末緑茶など

作り方

1. 小麦粉をボールに入れ、水を入れる

少々塩を入れます。ラップに包んで冷蔵庫に入れれば3日ほど持ちます。色を付ける場合はここで混ぜます。なめらかな粘土を作る場合はサラダ油を少々入れます

2. 小麦粉と水をよく混ぜ合わせて完成です

触った感触も良く何度も繰り返し形を作って遊べ、とても楽しいのでぜひ遊んでみてください。

問い合わせ先

- 町民課(ごも係).....(32)3114
- 東原児童館.....(32)5769
- 大林児童館.....(32)0154

保健 センター だより



今月は健康推進係の
小林奈美さんです。

Kids generation



子育て応援タクシー 利用助成事業開始

町では、平成30年4月1日より御代田町子育て応援タクシー利用助成事業を開始しました。

妊娠中および1歳未満の乳児の子育てをしている方へ、子育て期間の交通手段を確保することを目的に、タクシーにより外出する際の交通費の一部を助成します。

すでに対象となっている方へは、通知をしましたのでご確認ください。

助成金の交付の対象となる費用は、妊婦及び保護者が出産や子育てを行う上で必要な移動(妊婦健診、乳幼児健診、日用品の買い物など)の際に利用したタクシーの費用となります。また、次の表に掲げる期間に発生した費用に限ります。

	対象者区分	開始日	終了日
1	町で母子健康手帳の交付を受けた者	母子健康手帳交付日	1歳未満 (1歳のお誕生日の前日)
2	他市区町村で母子健康手帳の交付を受けてから転入した者	転入日	

【タクシー利用対象者】

町の住民基本台帳に記載されている妊婦および満1歳に満たない乳児と同居し保護している方

【助成限度額】

母子健康手帳1冊につき7,000円
※ただし、多胎児の場合は、母子健康手帳1冊につき5,000円

【申請に必要な書類など】

- 母子健康手帳
 - 印鑑、申請者本人の名義の口座番号がわかるもの
 - タクシーを利用した費用の支払額および利用した日付が確認できる領収書
- ※タクシーに乗車した際、忘れずに領収書をもらってください。
※申請は1回ですので領収書が複数枚になる場合は、まとめて申請してください。

【申請期限】

お子さんの年齢が1歳2カ月に達するまで
必要書類などを持参の上、保健福祉課健康推進係窓口へお越しください。

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係 (32) 2554

●10か月健診時に撮影した写真を2か月に分けて紹介しています。

